

平成24年7月24日

平成24年度普通交付税及び地方特例交付金決定額等について

I 普通交付税

1. 普通交付税決定額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度 (当初算定:決定額)	対前年度伸率
道 府 県 分	(124, 511) 86, 932	(124, 754) 87, 255	(Δ0. 2) Δ0. 4
市 町 村 分	(99, 902) 77, 141	(98, 972) 76, 938	(0. 9) 0. 3
合 計	(224, 413) 164, 073	(223, 726) 164, 193	(0. 3) Δ0. 1

2. 本県分

(1) 交付決定額 (臨時財政対策債を加えた額)

県 分 2,211億5,124万2千円 (2,685億3,916万8千円)

市町村分 1,956億946万3千円 (2,212億8,973万2千円)

(2) 対前年度比較

ア 県分の交付決定額は、前年度に比べ16億6,806万9千円(0.8%)の増となった。

交付決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額は、前年度に比べ2億4,411万円(0.1%)の増となった。

イ 市町村分の交付決定額は、前年度に比べ10億6,040万9千円(0.5%)の増となった。

六ヶ所村は平成8年度から引き続き不交付団体となっている。

実質的な地方交付税額(交付団体ベース)は、前年度に比べ16億4,036万1千円(0.7%)の増となった。

(市町村別の額は別紙1・2のとおり。)

(単位:千円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度 (当初算定)	差引増減	伸率
県 分	(268, 539, 168) 221, 151, 242	(268, 295, 058) 219, 483, 173	(244, 110) 1, 668, 069	(0. 1) 0. 8
市町村分	(221, 289, 732) 195, 609, 463	(219, 649, 371) 194, 549, 054	(1, 640, 361) 1, 060, 409	(0. 7) 0. 5
合 計	(489, 828, 900) 416, 760, 705	(487, 944, 429) 414, 032, 227	(1, 884, 471) 2, 728, 478	(0. 4) 0. 7

※()は、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた実質的な地方交付税額

II 臨時財政対策債発行可能額

1. 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成23年度から平成25年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの(平成13年度から平成22年度の間においても同様に発行)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。

2. 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全移行することとされており、昨年度に比べて財源不足額基礎方式の割合が高まっている。

①人口基礎方式

全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出。

②財源不足額基礎方式

人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出(財政力に応じて逡増)。

(※財政力の弱い団体ほど臨時財政対策債発行可能額の割合を減らし、普通交付税の割合を増やす方向で算出。)

3. 臨時財政対策債発行可能額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度	対前年度伸率
都道府県分	37,936	38,235	△0.8
うち人口基礎	5,151	10,601	
うち財源不足額基礎	32,785	27,634	
市町村分	23,398	23,359	0.2
うち人口基礎	4,566	9,093	
うち財源不足額基礎	18,832	14,266	
合 計	61,333	61,593	△0.4
うち人口基礎	9,716	19,693	
うち財源不足額基礎	51,617	41,900	

※不交付団体を含む。

4. 本県分

県 分 473億8,792万6千円

市町村分 257億4,202万9千円(市町村別発行可能額は別紙3のとおり)

(単位:千円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度	差引増減	伸率
都道府県分	47,387,926	48,811,885	△1,423,959	△2.9
うち人口基礎	7,598,379	15,637,173	△8,038,794	△51.4
うち財源不足額基礎	39,789,547	33,174,712	6,614,835	19.9
市町村分	25,742,029	25,223,224	518,805	2.1
うち人口基礎	5,197,028	10,344,688	△5,147,660	△49.8
うち財源不足額基礎	20,545,001	14,878,536	5,666,465	38.1
合 計	73,129,955	74,035,109	△905,154	△1.2
うち人口基礎	12,795,407	25,981,861	△13,186,454	△50.7
うち財源不足額基礎	60,334,548	48,053,248	12,281,300	25.6

※不交付団体を含む。

Ⅲ 地方特例交付金

1. 地方特例交付金の概要

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

2. 地方特例交付金交付決定額(全国)

(単位:億円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度	対前年度伸率
都道府県	510	536	△4.8
市町村	765	803	△4.8
合 計	1,275	1,339	△4.8

3. 本県分

県 分 地方特例交付金: 3億1,699万7千円

市町村分 地方特例交付金: 4億7,550万4千円 (市町村別決定額は別紙4のとおり)

(単位:千円、%)

区 分	平成24年度	平成23年度	対前年度伸率
都道府県	316,997	337,448	△6.1
市町村	475,504	506,176	△6.1
合 計	792,501	843,624	△6.1

※ 上記交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。

※ 平成24年度において、児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金(自動車取得税交付金分)が廃止されているため、平成23年度の数値は、地方特例交付金のうち、減収補填特例交付金(住宅借入金等特別税額控除分)の額を記載している。